

# 親の「もしも」に備える

自分や親が認知症になつたときの介護や資産管理は誰もが気掛かりな問題。

近年、選択肢の一つとして注目されているのが家族信託という制度だ。

資産を取り崩して介護費用に充てやすいといった柔軟性などについて、専門家に話を聞いた。

この制度は、資産を持つ親や本人が認知症などで社会的に必要な判断ができるなくなった場合、子どもや家族に資産の管理・運用を任せせるもの。子どもらは受託者として、

不動産の投資・管理などの不動産売却や預貯金の活用もできるので、生活への負担が軽く済む。

例えば、介護費用や老シニアマネジャーによる人ホームの入居費の捻出を目的に、親の住む家

を売却できる。親の銀行預金を信託すれば、そこから医療費や生活費を支払える。横手彰太・シニアマネジャーによると、既に利用されている成年後見

手マネジャーは「信頼できる親子や家族の間で結ぶ契約。子どものお年玉を管理する親という関係が逆転したようなもの」と例えた。

信託契約を結ぶ方法の

味合いが強い。後見人は家庭裁判所の監督を受け、資産の保全に努める義務がある。

制度は資産を保護する意味合いが強い。後見人は、一つは、家族間で取り決めた内容を公正証書にするというもの。委託者の

親と受託者の子らが、資産の管理・活用などの内容を専門の弁護士や司法書士と共に話し合い、公证役場で文書にする。

ただ、「後見制度と違

つて家庭裁判所のチエックなどがない。家族とし

ての信頼がなければ悪用

が起きる怖さもある」と

デメリットも指摘する。

実際に信託契約を結ぶに

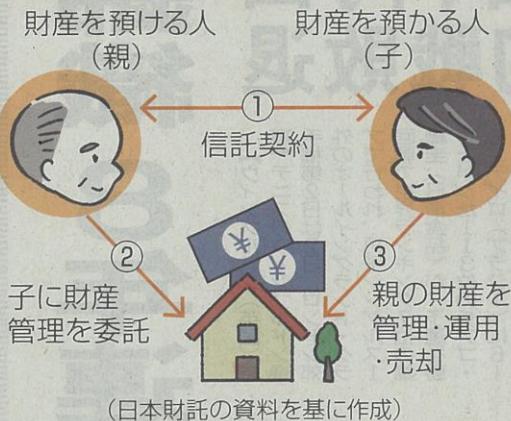
当たつて家族関係がネッ

クになることがあるとい

う。

こうしたリスクを減らすには、家族会議などでしっかりと話し合うこと。話し合いで4年かかった事例もあるという。横手マネジャーは「家族関係の状態が大きく影響するし、時間もかかる。認知症対策、資産管理の手段として考えるなら、早いうちに取り掛かるほうがいい」と助言する。

## 家族信託のしくみ



不動産の投資・管理などをを行う日本財託（東京都新宿区）の横手彰太・シニアマネジャーによる信託法は2006年に、制度のベースとなる信託法は2006年に、親の住む家を売却するという。親族以外が後見人に付いた場合、資産を減らさないよう、不動産の売却や預貯金の取り崩しを認めないケースがある。親の指摘や手続きが面倒で処分しにくい場合があるという。また、外部の後見人なら必要になる月2万～6万円程度の報酬も家族信託では原則必要ない。横



横手彰太・日本財託  
シニアマネジャー

## メリット多い家族信託

親族が後見人でも裁判所の指摘や手続きが面倒で認めないケースがある。親の指摘や手続きが面倒で処分しにくい場合があるという。また、外部の後見人なら必要になる月2万～6万円程度の報酬も家族信託では原則必要ない。横

手マネジャーは「信頼できる親子や家族の間で結ぶ契約。子どものお年玉を管理する親という関係が逆転したようなもの」と例えた。

信託契約を結ぶ方法の

味合いが強い。後見人は、

家庭裁判所の監督を受

け、資産の保全に努める

義務がある。

親族以外が後見人に付

いた場合、資産を減らさ

ないよう、不動産の売却

や預貯金の取り崩しを認

めないケースがある。親

の指摘や手続きが面倒で

認めないケースがある。親

の指摘や手続きが面倒で